

令和2年11月11日

ご利用者 ご家族各位

社会福祉法人もくば会
理事長 小玉 広輝

新型コロナウイルス感染症予防・蔓延防止の対応について（第9報）

日頃より、当法人の運営及び新型コロナウイルス感染症予防の取組みにご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、感染症が流行しやすい冬場を迎えるにあたり、各事業所における感染症対策用備品整備や忘年会等の開催自粛など、法人としてさらに予防対策の強化を進めております。

つきましては、ご利用者の皆様にも改めて以下(裏面)の対応にご理解・ご協力をいただきたくお願い申し上げます。

なお、体調不良時にはこれまでもご利用前に事業所までご連絡をいただき、他者には情報提供のうえ利用意向確認を行ってききましたが、冬場は体調を崩しやすく様々な体調不良のケースが生じる時期ともなりますので、情報過多や混乱を防ぐために『新型コロナウイルス感染症を疑う基準』を設けた上での対応を新たに設定させていただいております。

また、年末年始は旅行・帰省シーズンとなり、外出等を予定されている方もいることと思いますが、今後も国から示される情報等を注視しつつ、年末年始期間においても感染リスクをできる限り避ける取組みに引き続きご協力下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

以上

①マスク着用のない支援場面におけるゴーグル等の着用

囑託医より『ご利用者がマスクを着用しない場面（食事、入浴等）においては「目」からの感染を防ぐため、職員はゴーグルやメガネの着用が必要』との指導を受けました。今後、支援場面によってはゴーグル等を着用させていただくことがございますのでご了承ください。

②体調不良の症状がみられた場合の対応（本人・同居家族）

●体調不良時は軽い風邪症状でもご利用を休止下さい。

●利用再開基準

【受診される場合】

診断名及びサービス利用可否について医師の見解を得た上で再開

【受診なしの場合】

（１）37.5度以上の発熱・息苦しさ・強い倦怠感 のうち1つ以上の症状

→発症から1週間かつ症状軽快から3日経過した後、利用再開

（２）軽い風邪症状（37度前半の熱、咳等）

→解熱及びすべての症状改善後24時間以上経過した後、利用再開

当対応は、職員についても同様としております。

③体調不良の症状がみられた場合の対応（他者）

これまでご利用事業所において体調不良者が生じた場合、他のご利用者には【情報提供及び利用意向確認】を行ってきておりますが、今後は以下の対応とさせていただきます。

（１）37.5度以上の発熱・息苦しさ・強い倦怠感 のうち1つ以上の症状

→これまでと同様に対応

（２）軽い風邪症状（37度前半の熱、咳等）

→4日間症状が改善しなかった場合に情報提供及び利用意向確認

（こちらのケースでも早急に情報提供を受けたい方は個別に事業所にご相談下さい。）